

令和 7 年度政府予算案関連事項について

本日、令和 7 年度の政府予算案が閣議決定され、令和 7 年度の地方財政対策、地方債計画及び財政投融资計画が公表されました。そのうち当機構に関する主な内容は、以下のとおりです。

1. 令和 7 年度地方債計画における機構資金の計上額

通常収支分 1 兆 6,073 億円（対前年度 ▲83 億円、▲0.5%）
（うち臨時財政対策債 0 億円（対前年度 ▲600 億円、皆減））
東日本大震災分 4 億円（対前年度 3 億円、300%）
合 計 1 兆 6,077 億円（対前年度 ▲80 億円、▲0.5%）

（地方債計画全体）

通常収支分 9 兆 0,885 億円（対前年度 ▲1,299 億円、▲1.4%）
（うち臨時財政対策債 0 億円（対前年度 ▲4,544 億円、皆減））
東日本大震災分 15 億円（対前年度 8 億円、114%）
合 計 9 兆 0,900 億円（対前年度 ▲1,291 億円、▲1.4%）

（参考）[令和 7 年度地方債計画](#)（総務省 HP へのリンク）

2. 令和 7 年度政府保証債の発行限度額

地方公共団体金融機構法（以下「機構法」という。）附則第 16 条の規定に基づく
令和 7 年度政府保証債発行限度額

2,900 億円（対前年度 200 億円、7.4%）※ 4 年債 2,900 億円

（参考）[政府保証債発行予定額（機関別・年限別）＜7 年度予定＞](#)（財務省 HP へのリンク）

3. 公庫債権金利変動準備金の一部の国への帰属

機構法附則第 14 条の規定に基づく国庫帰属

- ・ 地方交付税の総額確保のため、令和 7 年度は 2,000 億円を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ。

（参考）[令和 7 年度地方財政対策の概要](#)（総務省 HP へのリンク）

4. 公営競技納付金制度の延長

現行の公営競技納付金制度の期限が令和 7 年度末に到来することから、現行制度と同内容で令和 12 年度まで延長（地方財政法を改正）。

※ 当機構において、地方公共団体への貸付利率の利下げ財源として公営競技納付金等を活用。

5. その他

当機構と総務省の共同事業「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」について、新たに支援分野を追加（地方公共団体間の広域連携）。